



令和4年第1回剣淵町議会定例会の開会にあたり、剣淵町教育委員会の所管行政の主要な方針について申し上げます。

一昨年、新型コロナウイルス感染症の発生により全国の学校が一斉に臨時休校になり、教育施設が閉鎖され、子どもたちの居場所が失われたことで、学校や地域の福祉的な役割が再認識されました。これまで以上に学校と地域がパートナーとして連携・協働して社会総掛かりで子どもたちの教育・福祉の実現を図る

ことが求められています。

コロナ禍の社会にあっても、子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として予測不可能な社会を自律的に生き、社会の形成に参画する能力を育成していくことが重要です。

生涯学習や芸術文化、スポーツ活動では、ICTを活用したオンラインによる活動等が一気に広がりました。コロナ禍後の世界は、情報通信ネットワークからあらゆる情報が人工知能(AI)に集積、解析され、AIの提案や指示に基づいて多くの社会活動が自動化されるSociety 5.0社会と呼ばれる新しい時代を迎えると予測されています。これに備えて、基盤となるICT活用環境の整備と情報活用力の育成を加速化していかなければなりません。

一方、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs エス・ディーズ)」の実現に向けた取組が進められています。私たちの地域や学校においても、気候変動対策や豊かな

自然を守る活動、クリーンなエネルギー利用、環境負荷の少ない持続可能な生産と消費などに取り組み、すべての人が健康と福祉と質の高い教育を享受でき、貧困や差別のない平和で平等・公正な、働きがいがあり住み続けられるまちづくりを進めていくことが求められています。教育委員会では、教育振興基本計画に基づき、自然豊かで生命を大切に

育てる町「絵本の里けんぶち」に愛情や誇りを持ち、未来のふるさとを担う「人づくり」、全ての町民が笑顔にあふれ、いきいきと夢や希望の実現に向けて、ともに学びあい、ともに高めあい、ともに支えあう「ふるさとづくり」を進めてまいります。以下、本年度の主要な施策について申し上げます。



# 1.自ら学び、社会を自らつくり、共に生きる力を育てます

## 《遊びを通じた豊かな学びの推進》

遊びや様々な体験を通して学びの基礎や豊かな心を育み、生活習慣の定着を図る幼児教育を推進するとともに、家庭や地域と連携して、子育て支援の充実を図ります。

幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿を育むために、幼児保育・教育の一体化と学校教育との連携・接続に関する検討協議を行っていきます。小学校では、入学児童が円滑に学校での生活や学習を始められるよう生活科を中心にスタートカリキュラムを実施します。また、「子ども・子育て支援」施策に関する国の制度の動向を注視していきます。

## 《自らいきいきと学ぶ学習活動の推進》

OECD（経済協力開発機構）は、グローバル化、多様化する世界を生き抜く実践的な能力（キー・コンピテンシー）として、言語・知識・情

報などの活用能力、多様な社会における人間関係形成力、自律的に行動する能力を掲げました。

新学習指導要領に示された

- ① 生きて働く知識・技能
- ② 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力
- ③ 学びを人生や社会に活かそうとする力

の三つの資質・能力を育成するためには、各学校と地域が連携・協働して「主体的・対話的で深い学び」を進めていくことが重要です。

本年度の小・中学校共通の学校経営の重点目標は『子どもたちが自主的・協働的に学び、信頼される学校』です。

### ↳学力の向上

学力向上に関しては、加配教員を活用した少人数・個別指導等の学習指導方法の工夫改善、全国学力・学習状況調査を活用した授業改善、学力ファクトリーなどの振り返り学習の実施、家庭学習ノートを活用した家庭学習の指導、生活リズムチェックシートを活用した生活学習習慣の指導などに取り組みます。

### ↳生涯にわたる学びを育む学習活動

マイノートを活用して子どもたちが自分の良さに気づき、夢を実現させる意欲と主体的に進路を選択する力を高めるキャリア教育を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちの体験学習機会を確保し、子どもたちの自己肯定感、協働意識、社会参加意識、自己探求心、勤労観・職業観などを育成します。

英語教育では、小・中学校の英語指導教員の複数配置により習熟度別学習や英語専科指導を進めていくことが必要です。現在の英語指導助手（ALT）が任期最終年に入りますので、後任者についても保育所、小・中、高等学校の英語授業・英語活動を携われる体制を整えていきます。

読書教育では、小・中学校の学校図書館に配置してきた学校司書を絵本の館からの派遣とすることになりました。各学校が学校図書館運営計画を作成し、学校図書館の学習・

読書・情報センター機能の確保と家庭や地域と連携した絵本・読書活動の取組を推進します。

情報教育では、学校の情報通信環境整備と児童生徒一人1台のタブレット型ノートパソコンの配備が進みました。今後は、タブレット型ノートパソコンを活用した対面授業や協働学習、学習支援ソフトを活用した個別学習、児童生徒がパソコンを家庭へ持ち帰り行う家庭学習、

学校休業の際に学校と家庭の児童生徒を結んで行うオンライン授業などの取り組みを進めます。新たに設置した情報教育推進委員会では、ICT活用教育環境整備、教員の指導力向上研修、授業研究などに関する実施協議を進めます。

また、コロナ禍のなかで子どもたちを誰一人取り残すことのない学びの保障が求められています。学校と地域や民間との連携・協働による放課後や休日の学習支援が検討課題となっています。

中学校の教科検定では、英語・漢字・数学ごとに生徒が習熟度に沿った学習に取り組み、達成感を得るこ

とで、学習意欲の向上に効果が現れています。今後は、教科別に小学校からの継続した取り組みの可能性を検討したいと考えております。

平成4年からさぬき市との間で続いてきた小学校児童交流は、相互訪問によるホームステイ交流はP T Aと協議した結果、休止することとなりましたが、学校間の授業交流などは継続したいと考えております。友好姉妹都市交流のなかで子どもたちが参加できる交流について町全体で検討させていただきたいと考えております。

くふるさと剣淵から未来を思い描く学習

児童生徒が身近な生活から地球温暖化などの課題に関心を持ち、広い視野からよりよい未来を思い描いていくことが求められています。このため、各学校が連携して、児童生徒がSDGsについての理解を深め、地域課題の解決について考え、自分自身や地域の未来について探究する「くふるさとキャリア教育」を推進します。

《一人ひとりの学びと育ちに応じた特別支援教育の充実》

教育支援委員会が中心となり、乳幼児期からの継続した教育相談を実施し、特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個別の教育支援計画を作成します。

また、小・中学校に特別支援学級を開設し、専任の特別支援コーディネーターを配置するとともに、小学校に学習生活支援職員を置くなどして特別支援学級と通常学級に在籍する児童に対するきめ細かな個別支援を実施します。

《豊かな人間性と健やかな身体を育む教育の充実》

小・中学校の道徳教育では、道徳科の授業のほか、家庭や地域と連携して学校の教育活動全体を通して児童・生徒の道徳性を育みます。

また、人権教育を充実させるとともに、障がいのある人たちとの交流学習を通して、多様性を尊重し、共に認めあい、学びあう態度を育みます。

小・中学校では、全国体力・運動能力テストの活用による子どももの体力・運動能力の向上に取り組みます。

《魅力ある高校づくりの推進》

これまで剣淵高等学校は、農業と福祉の専門教育を中心にカリキュラムを編成してきましたが、生徒の興味・関心や進路の多様化に対応するため、新たに「未来のしんろ」系列を設けました。この系列では、普通教科を中心に実社会での実践力となる科学・技術・情報・芸術などを横断的に学習しながら、グローバルな視点から地域の課題を解決し、魅力を創造・発信する資質・能力を育成するために探究的学習を取り入れました。

農業教育では、農業の生産から販売までのプロセス、農産物の高付加価値化と食のブランド開発、農業の高度化・ICT化に対応したスマート農業及び食品安全・環境保全・労働安全などの農業生産工程管理（GAP）に関する国際基準・認証制度などの学習を進めます。

また、食と農業農村の持つ多面的

な価値についての理解を深め、農業や関連産業の担い手として将来の地域農業に関わる意欲を育みます。

福祉教育では、福祉の心と福祉の知識や技能を身につけ、地域の福祉や保健・医療などに幅広く関わる意欲を育むとともに、介護福祉士国家資格を有する高齢者福祉介護サービスの実践的な人材の育成を進めます。

農業委託実習は、海外・道外での実施は取りやめ、道内・町内実習を行うほか、生徒の出身地域の特性に沿った探究学習を取り入れていくことを検討しております。福祉実習は、校内実習と近隣福祉施設実習に限定して行います。

部活動は、新たに陸上部、テニス部を設置して魅力化を図りました。生徒募集活動では、道北地域の中学校訪問、ホームページ・SNSによる学校情報の発信、1日体験入学の開催などを行ってきました。中学校卒業生徒数の減少が続き、私立高校の就学支援制度が拡充された影響も出てきていますので、より学校の魅力化を図りながら、道内、道外へ

生徒募集の範囲を広げていくことが必要となっています。

進路対策では、3系列ごとに大学等の進学先や企業就職先の開拓と体験入学・インターンシップ受入先と指定校推薦枠の確保に取り組みます。

就学支援では、資格取得受験費補助、委託実習や各種大会参加費補助、生徒通学費補助を実施します。



## 2 多様な学びを支える

### 教育環境を整えます

《安全・安心で快適な学校環境の整備》

小中学校校舎・体育館は、老朽化が一段と進んでいることから、国費補助を活用して国が定める学校施設の整備水準に適合した施設改修を進めるため、築30年を過ぎた学校施設の改修整備に必要な学校施設長寿命化改修計画を平成31年度に策定しました。計画の概要は、現在の小学校を改修し、そこに中学校施設を増築して、少子化に伴う児童生徒数の減少に適合した規模の小中学校一体化校舎を整備するものです。町の総合計画では計画前期中の整備着手が計画されています。多額な財源を要する事業でありますので、財源の確保と後年度負担など町の財政計画上の調整と判断が必要となります。本年度は、小中学校ともに必要最小限度の施設修繕整備を計画しました。

《学校保健の充実》

児童生徒が健康で安全な生活を

送ることができるよう、薬物乱用防止・感染症予防教育、食物アレルギー対策、むし歯予防対策、生活習慣病予防健診などを実施します。

新型コロナウイルス感染症対応では、国の交付金等を活用した感染防止対策備品、物品の配備などを進めてきました。今後とも、国・道の感染防止ガイドラインに基づき教育活動を継続しながら、緊急事態宣言時や感染者の発生時には、関係機関との連携を図って対応してまいります。

### 《学校安全の充実》

交通安全では、通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の合同点検調査を行い危険箇所等の改善を図ります。

登下校時の安全対策では、「子ども110番の家」の設置、スクールガード・リーダーによる学校と通学路の巡回パトロールに取り組みます。

### 《食育・学校給食の充実》

食育では、町の食育計画に基づき、健全な食生活と健康増進、地域の食と農業の歴史と文化などへの理解

を深めることを目的として、各学校の保健や各教科、給食の時間などでの食育指導を行います。学校給食センターは、給食費会計が公会計に移行されましたので、会計の適正管理を図りながら地場の食材を活用した安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

### 《教職員の資質・能力の向上と働き方改革の推進》

教職員の指導力の向上のため、北海道における「教員育成指標」に基づく研修機会を確保するとともに、法令遵守等の教職員の服務規律の徹底及び個人情報漏洩や交通事故・交通違反、体罰等の不祥事の未然防止のため、校内研修と教職員への個別指導を実施します。

また、「学校における働き方改革アクションプラン」に沿って教職員の業務の適正化と勤務時間の縮減を図ります。

### 《学校間連携の促進》

学校間連携では、小中高連携教育推進協議会が中心となり、児童生徒、

教職員間の交流、学校間の情報交流、共同の調査研究・研修活動、ふるさと・キャリア教育などの取り組みを進めます。

小中学校連携・一貫教育は、小中連携教育部会で小・中学校の学習指導や生徒指導上の課題等を共有し、義務教育9年間を見通した教育課程の編成と管理に向けた連携協議を進めます。

また、今後の小中学校一体化改修整備を見据えて、小中一貫教育校への移行に関する協議を進めてまいります。

《学びのセーフティネットの充実》  
子どもが安心して学べる教育相談

教育委員会では、専任の相談職員を配置して一般の教育相談と各学校の巡回相談を行ってきました。今後とも、子どもの学校生活や家庭教育の悩みなどの相談窓口として利用しやすい相談室を目指します。

また、スクールカウンセラーの小・中学校への定期派遣を行い、子どもたちが相談しやすい環境をつ

くるとともに、子育てや教育上の困難を抱える保護者に対するスクールソーシャルワーカーを活用した相談支援を実施します。

《いじめ・不登校等対策》

いじめ・不登校防止対策では、町の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に取り組みます。

いじめの未然防止では、いじめ予防教育と児童生徒自身による絆づくりの取り組みを進めます。

また、子ども理解支援ツール「ほつと」を活用した児童生徒理解に取り組みとともに、児童生徒一人ひとりの特性や生活状況などを学校全体で共有し、いじめの未然防止、早期発見につなげるため、学校版スクリーニングシステムの導入について検討します。

重大ないじめ事案の対応では、対応を学校だけにとどめることなく、学校・家庭・地域のいずれかが相談を受けたり、いじめを発見しても、地域の相談支援・児童保護・指導関係機関に情報が共有され、地域全体でいじめの対応を図る仕組みづく

りが課題です。既設の町いじめ等対策連絡協議会を中心に様々ないじめ事案、重大ないじめ事案に対応できる体制づくりを進めます。

様々な理由から学校生活になじめない、登校が継続できない不登校の児童生徒に対しては、個別支援計画を作成して学習と生活面の適応指導を行うとともに、スクールカウンセラーによるカウンセリングなどの相談支援を実施します。

また、不登校の長期化している児童生徒に対しては、タブレットを活用した個別の学習支援や生活指導、社会教育施設を活用した学校・家庭以外の居場所づくり、生活習慣改善や家庭教育相談などを行っていく支援体制を検討します。

《ネットコミュニケーション見守り活動》

ネットトラブルやネット被害、ネットいじめの防止のために、児童生徒及び保護者を対象としたネット被害防止講座の開催、ネットコミュニケーション見守り活動の一環として行う情報モラルやマナー指導、子どものネット利用状況調査、家庭

でのフィルタリングと利用ルールづくり、ネットパトロールなどを実施します。



《教育機会の均等のための経済的支援の充実》

要保護・準要保護世帯及び特別支援学級等の児童生徒に対する就学支援助成を実施します。

大学等の進学者に対する奨学資金貸付については、利用しやすい制度となるよう貸付額の拡充について見直しを行います。

また、小・中学校児童生徒の教材費負担の軽減を継続して実施します。

### 3 地域への取り組みをします

小中学校合同、高等学校単独の学校運営協議会を設置し、地域住民による学校運営方針の承認や運営状況の評価を行います。

また、地域の人たちが学校の授業や学校行事の支援、子どもたちの放課後や休日の学習や体験活動のサポート、子育て家庭の家庭教育支援を行う地域学校協働活動を推進するために専任の推進員を配置します。

さらに、高等学校で絵本やSDGsの探究学習が始まりますので、地域による学校支援の取り組みを進めます。

青少年の非行防止と健全育成では、青少年健全育成協議会と連携して子どもの帰宅時間を促す町内無線啓発放送、標語コンクール、街頭パトロールなどを実施します。

#### 成人年齢の引き下げへの対応

若者の自己決定権を尊重して積極的な社会参加を促進する考え方に基づき民法が改正され、4月から

成人年齢が18歳に引き下げられます。今回の引き下げにより、18歳になると親の同意なしに自分の意思で様々な契約行為ができるようになりますが、飲酒や喫煙などは20歳まではできません。在学中に成人となる高校生徒も出てくるため、高等学校の生徒指導・進路指導上の配慮、社会的自立に対する支援が必要になります。

また、小中学校の段階から消費者教育を実施していくことが必要です。

成人式は、これまで長く、20歳になつた若者を社会で祝い、励ます社会的慣習、文化的催事として定着していますので、全国の他自治体の流れに合わせ、「二十歳の集い」として行いたいと考えております。



### 4 町民が学びあひ 支えあひ

#### ふるさとづくりを進めます

#### 《ふるさとづくりの推進》

#### 公民館活動と生涯学習の推進

公民館では、町民の多様な生活課題や学習ニーズに対応した学習機会や学習成果の発表機会を設けるとともに、各自治会の分館講座開催の補助や生涯学習活動交通費助成を行ってまいります。

高齢者学級「平波大学」は、近年入学者が大きく減少しました。その要因ですが、平日の学習日の授業に出席して単位を取り、8年かけて卒業する形が高齢者の方々の生活スタイルに合っていないようです。そこで、平波大学を一度閉じ、開設方法を見直すこととしました。在学生

の方たちの意見もお聞きしながら、平波大学のよいところは残しつつ、働いている方、できる範囲で学んでみたい方、そして、幅広い世代の方たちに参加していただける「学び舎」となるよう、公民館が開設する学級・講座の一環として見直しを行ってまいります。

新しいまちづくり運動は、開始から34年が経過しました。当初は各

地区の公民館で進められていた生活改善運動の統一がねらいでしたが、生涯学習のまちづくりの観点から、ふるさとづくり、ふれあいづくりの活動目標を取り入れ、町内の多くの団体が参加するまちづくり運動へと広がり、現在に至っています。これからも地域の課題解決を目指す運動となるよう社会の変化に合わせて推進目標や事業の見直しを行ってまいります。町民の皆様には、住民同士のふれあいと信頼感や絆を醸成し、地域の福祉や防災・安全、子ども子育て支援など地域協働活動の充実につながるよう、参加協力をよろしく願います。

#### 絵本の里づくり活動と絵本読書活動の推進

絵本の館は、絵本の里けんぶちのシンボル施設として、絵本・図書資料の収集と利用サービス、絵本の里の情報発信、絵本原画展や絵本普及教室などを行います。

また、絵本出版社、絵本作家、絵本館・絵本図書館、絵本読書活動団

体等との連携・交流を進めます。

けんぶち絵本の里大賞・絵本原画展、絵本まつりは、コロナ禍での開催方法について実行委員会を通じて調整をまいります。

読書推進では、第2次子ども読書活動推進プランに基づき、子どもたちの読書環境の充実を図り、読書活動を推進します。

また、絵本の館を拠点として、各学校や保育所、公共施設をはじめ、町内の民間施設や商店、家庭に文庫を設け、これをつなぐ「まちなか図書館」を推進します。

本年度からは、絵本の館から小学校の学校図書館に学校司書を派遣して連携を図るとともに、新たに高等学校で始まる「絵本探究授業」の支援を進めます。

### 文化財の保護及びふるさと伝承の保存・活用

文化財の保護では、郷土資料館、屯田兵屋及び開拓記念木「やちだも」等の文化財の適切な保護管理に努めます。

また、伝承芸能の保存継承団体である屯田太鼓・子龍太鼓、剣淵神楽

の活動を支援してまいります。

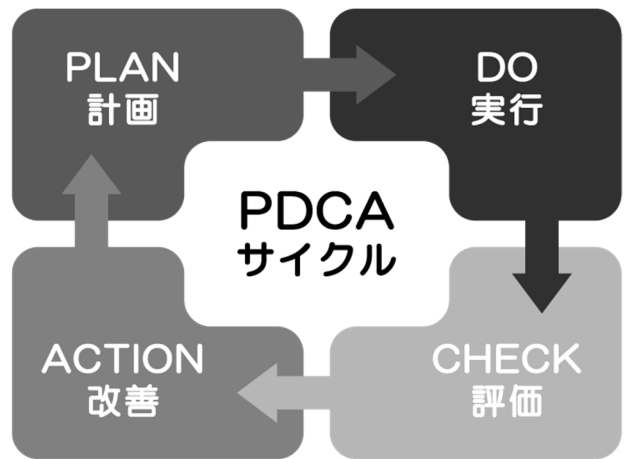
### 《まちを創る心と身体を育てる「芸術文化・スポーツづくり」の推進》

芸術文化事業では、コロナ禍でも継続が可能な活動内容への見直しを行いながら、関係の各実行委員会と協力して、町民文化祭、町民映画鑑賞会、文化芸術鑑賞会及び芸術鑑賞・社会見学バスツアーなどを実施します。

スポーツの推進についても、感染防止に努めながら、公民館による軽スポーツ教室、水泳教室、スポーツ団体委託スポーツ教室・大会を実施するとともに、海洋性スポーツ、チアリーディングなどの特色ある地域スポーツ活動を推進します。

剣淵B&G海洋センターは、B&G財団の特A評価10年連続表彰を受賞しました。今後とも施設の有効利用を図ってまいります。

子どもたちの体力・運動能力の向上と運動習慣づくりでは、アクティブリックスクラブなどの多様な健康運動スポーツに親しむ機会を設けていくとともに、スポーツ少年団活動を支援してまいります。



### 《まちを創る基盤を整える「条件づくり」の推進》

教育委員会事務局は、各種教育施策の計画・実施・評価・改善（PDCAサイクル）を司る教育行政推進の要です。これまでは、教育課内に学校教育と社会教育の2グループ制を敷いていましたが、学社融合・地域学校協働の観点から、これを見直して課内に複数の係を設けると致します。

また、専門的職員や指導者の養成

と配置に努めるとともに、スポーツ協会、文化協会、PTA連合会、スポーツ少年団本部、絵本の里を創る会などの社会教育団体の活動を支援し、連携協働してまいります。

社会教育施設では、町民センター、りんどう交流館は、各種団体の学習・交流の場として利用者の増と適切な運営管理に努めます。

社会体育施設では、B&G海洋センター体育館・プール・艇庫、多目的運動広場、武道館、平波球場、屋内ゲートボール場の適切な運営管理と経費の節減に努めます。

以上、令和4年度の教育行政執行に関する方針について申し上げます。教育行政を預かる教育委員会に使命と責任を深く認識し、町長部局や関係機関、各種団体と密接に連携を図り、教育環境の整備、充実に努めてまいります。一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。